

◎ 太枠内は必ず記入および該当する項目に☑を入れてください。

申請日		令和	年	月	日	
（窓口に来られた方 （請求・申請者））	フリガナ 氏名	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日				
	住所	電話番号 — —				
ど な な の 証 明 が 必 要 で す か	☐ 窓口に来られた方（請求・申請者）氏名・生年月日・住所は上に同じ					
	☐ 同じ世帯の方 （関係）	フリガナ 氏名	生年月日 明 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日			
	☐ その他の方 （関係）	住所（ ☐ 同 上）				
目 的	☐ 運転免許関係 ☐ 年金関係 ☐ 金融機関等 ☐ 勤務先関係 ☐ 車の登録等 ☐ 学校関係 ☐ 公営住宅関係 ☐ 不動産関係 ☐ 相続関係 ☐ その他（ ）					

○ 必要な証明の欄を選び、記入および該当する項目に☑を入れてください。

住 民 票	☐ 世帯全員分	通	☐ 除票（除かれた住民票） ☐ 改製原住民票	通	
	☐ 個人分	通	☐ 記載事項証明書（ ☐ 世帯全員分 ☐ 個人分） ☐ その他（ ）		
	住民票に 表示させる 項目	続柄 [必要・不要]	マイナンバー（個人番号） [必要・不要]	マイナンバー、住民票コードは原則省略です。 指定がない場合省略で発行します。	
		本籍 [必要・不要]	住民票コード [必要・不要]		
	※外国籍住民のみ	国籍・地域 [必要・不要]	第30条45規定区分 在留資格 在留期間等 在留情報等 [必要・不要] 在留期間満了日 在留カード等番号		

印 鑑	☐ 印鑑登録証明書	印鑑登録番号（例：あ012－345） —	通	※印鑑登録証を必ず提示
--------	----------------------------------	-------------------------	---	-------------

戸 籍	本 籍 ☐ 福島県郡山市 都道 市区 府県 町村		筆頭者（戸籍のはじめに記載のある方）		
	☐ 謄本（全部事項証明書）	通	☐ 除籍 ☐ 改製原戸籍（大・昭・平）	☐ 謄本（全員分） ☐ 抄本（個人分）	通
	☐ 抄本（個人事項証明書）	通	☐ 附票（戸籍・改製原戸籍） 表示させる項目 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ （ ）	☐ 謄本（全員分） ☐ 抄本（個人分）	通
	☐ 身 分 証 明 書	通	☐ 戸籍電子証明書提供用識別符号通知		
	☐ （ ）届記載事項証明書	通	☐ 出生・（ ）～ 死亡・（ ）までの戸籍		
	☐ （ ）届書等情報内容証明書		☐ その他（ ）		
	☐ （ ）届受理証明書	通			

税	☐ 所得・課税証明書 令和（ ）年度：令和（ ）年1月～12月収入分	通	☐ 納税証明書 令和（ ）年度 ☐ 市県民税 ☐ 国保税 ☐ 固定資産税 ☐ 軽自動車税	通
---	--	---	--	---

以下は、職員が記入します。

本人確認	☐ 運転免許証・経歴証明書 ☐ 保険証・資格確認書 ☐ マイナンバーカード ☐ パスポート ☐ 在留カード等 ☐ 本人確認票 ☐ 障害者手帳 ☐ 年金手帳 ☐ 学生証 ☐ 介護保険証 ☐ その他（ ） ☐ 顔確認（ ）						
	住民票	印鑑	戸籍	税	合計	受付	作成
通	通	通	通				
円	円	円	円	円			

請求・申請のときの注意事項

- ・ 窓口に来られた方が、本人であることを確認できる運転免許証などの書類の提示が必要です。
- ・ 窓口に来られた方が、代理人である場合は、代理権限を証明する委任状などの書類が必要です。
- ・ 下記の支援給付を受けている方で、市内に住所がある方は、窓口で申し出てください。
「生活保護法」
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」
- ・ 請求書・申請書に記入された内容から請求・申請の理由が明らかではない場合は、資料の提出を求めることがあります。
- ・ マイナンバー入りの住民票の交付方法は、下記の通りです。
 - ① 本人または同一世帯の人 ☐ 直接交付
 - ② 15才未満の者の法定代理人、成年後見人 ☐ 直接交付
 - ③ ①、②以外の者 ☐ 転送不要で本人宛郵送、郵送料金は申請者負担
- ・ 住民票コード入りの住民票、附票の交付方法は、下記の通りです。
 - ① (住民票) 本人または同一世帯の人 ☐ 直接交付
 - (附票) 本人または配偶者、直系血族 ☐ 直接交付
 - ② 15才未満の者の法定代理人、成年後見人 ☐ 転送不要で本人宛郵送、郵送料金は申請者負担
 - ③ ①、②以外の者 ☐ 転送不要で本人宛郵送、郵送料金は申請者負担
- ・ 印鑑登録証明書の交付申請は、その対象となる証明書の印鑑登録証の提示が必要です。
(郡山市印鑑条例第18条)
窓口での申請の場合、マイナンバーカードのみの提示では印鑑登録証明書を交付できません。
- ・ 本籍が郡山市以外の戸籍証明書等(広域交付)については、下記のとおりです。
 - ① 請求ができるのは、請求者本人、配偶者、直系血族(親、祖父母、子、孫等)に限られます。
※代理人の方は請求できません。
 - ② 広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、戸籍電子証明書提供用識別符号通知に限られます。(戸籍抄本や附票、身分証明書、独身証明書などは対象外です。)
- ・ プライバシーの侵害につながる不当な請求には、応じられません。
- ・ 偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は、罰金または過料に処せられます。
(戸籍法第135条、同法第136条、住民基本台帳法第46条第2号)
- ・ 記入する際は、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペンなどの筆記具は使用しないでください。
- ・ 2週間以内に戸籍の届出をされた方は、申し出てください。

備考